

区域の指定と指定に伴う制約

Q20

「要措置区域」として指定されるのは「人の健康被害のおそれがある場合」とのことですが、具体的にどのような場合を指すのですか？

土壌中に含まれる特定有害物質の摂取経路がある場合に人の健康被害のおそれがあるものと判断されます。具体的には、土壌溶出量基準に適合しない場合と土壌含有量基準に適合しない場合で判断基準が異なります。

土壌溶出量基準に適合しない場合については汚染土壌に影響された地下水の飲用に伴う間接摂取による健康リスクがあるものと判断されることから、土壌中の特定有害物質が到達しうる範囲において飲用に利用されている井戸が設けられている場合に人の健康被害のおそれがあるものと判断されます。よって、土壌汚染状況調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には、土壌汚染に起因する地下水汚染の有無に関係なく、都道府県等が周辺における地下水の飲用状況を確認します。地下水の飲用状況は、行政保有情報、近隣住民のための回覧板及び戸別訪問等の方法で確認することとされており、数週間から数ヶ月程度の期間を要するものと思われます。したがって、有害物質使用特定施設の廃止や3,000 m²以上の土地の形質の変更の届出に先立って周辺における地下水利用に関する情報の収集が有効であるものと考えます。

一方、土壌含有量基準に適合しない場合については汚染土壌の吸入をはじめとする直接摂取による健康リスクがあるものと判断されることから、不特定の第三者が立ち入ることができる状態にある場合に人の健康被害のおそれがあるものと判断されます。この要件は要措置区域に指定された土地の状況のみで判断されます。よって、敷地全体について不特定の第三者が立ち入ることができる土地利用がなされていても、区域に指定された範囲について立ち入りが制限されている状況にあればこの要件には該当しないこととなります。また、区域に指定された土地に不特定の第三者が立ち入ることができる状況にあっても、盛土や舗装によって土壌含有量基準に適合しない土壌が被覆されていれば不特定の第三者が汚染土壌に触れるおそれがないため、この要件に該当しません。



土壌溶出量基準に適合しない場合、
周辺における地下水の飲用



土壌含有量基準に適合しない場合、
不特定の第三者の立入り

図20-1 健康被害のおそれの判断基準のイメージ